

【本文掲載例】

PCB を含有している電気機器が無いか点検を行ってください！

PCB を含む電気機器等（変圧器、コンデンサー、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管されているときは、法律に基づく届出、適正な保管が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル（高圧受電設備）、倉庫などを点検してください。また、PCB 廃棄物は処分期間が決められており、高濃度 PCB 廃棄物は、平成 33 年 3 月 31 日までに処分しなければなりません。詳しくは、滋賀県または大津市までお問合せください。

【本文掲載例（詳細バージョン）】

PCB を含む電気機器等（変圧器、コンデンサー、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管しているときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）に基づく届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル（高圧受電設備）、倉庫などを点検してください。PCB 含有の有無は機器メーカーや中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）のホームページでも判別することができます。

PCB を含有していることが判明した場合は、PCB 特措法に基づき、毎年度 PCB 廃棄物の保管状況等について届出を行うとともに、適正に保管する必要があります。また処理にあたっては、PCB 特措法により処理期限内に処理する必要があります。高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は平成 33 年 3 月 31 日までになっています。

PCB を含む電気機器等は通常の産業廃棄物として処分することができず、不法投棄や不適正な方法で処分した場合は厳しく罰せられることがありますのでご注意ください。

詳しくは滋賀県または大津市までお問合せください。

※ これは、掲載例ですので、主旨が大きく変わるような校正が必要な場合を除き、紙面に合せて弾力的に編集を加えていただいても問題はありません。

【ホームページ掲載例】

○滋賀県

「PCB を含有している電気機器が無いか点検を行ってください！」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/pcb/tenken.html>

滋賀県ホームページ > 環境・自然 > 廃棄物 > 廃棄物対策

> PCB を含有している電気機器が無いか点検を行ってください！

○大津市

「事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を保管していませんか」

<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1710/g/sanpai/1389154518400.html>

大津市ホームページ > 組織から探す > 環境部 > 産業廃棄物対策課 > 業務案内

> 産業廃棄物 > 事業者の皆様、PCB を含有している電気機器等の廃棄物等を保管していませんか

【問い合わせ先掲載例】

○滋賀県

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物対策室廃棄物指導係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3473 FAX: 077-528-4845

○大津市

大津市環境部産業廃棄物対策課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 TEL: 077-528-2062 FAX: 077-523-1560